

会計処理の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																	
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団</p>	<p>1 公益法人会計基準注解（以下「注解」という。）では、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した満期保有目的の債券は、原則、償却原価法（※）を適用することとなっている。ただし、注解で取得価額と債券金額との差額に重要性がない場合は、償却原価法を適用しないことができることも規定されている。</p> <p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団（以下「財団」という。）は、債券ごとの償却原価法の適用について、下表のとおり、購入金額が債券金額を上回る債券のみ償却原価法を適用していた。</p> <p>財団は、安全性の観点から償却額が費用となるものにより償却原価法を適用する方針を採用してきたとのことであるが、差額の重要性により判断することとされている注解に基づいた処理が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="557 821 1650 1283"> <thead> <tr> <th>債券名称</th> <th>債券金額</th> <th>購入金額</th> <th>差額</th> <th>H26年度 貸借対照 表価額</th> <th>H26年度 償却額</th> <th>償却原価 法適用の 有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利付国債</td> <td>600,000</td> <td>600,120</td> <td>120</td> <td>600,014</td> <td>12</td> <td>適用</td> </tr> <tr> <td>利付国債</td> <td>400,000</td> <td>399,440</td> <td>△560</td> <td>399,440</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>利付国債</td> <td>544,300</td> <td>549,960</td> <td>5,660</td> <td>545,101</td> <td>566</td> <td>適用</td> </tr> <tr> <td>大阪府 公募公債</td> <td>100,000</td> <td>99,950</td> <td>△50</td> <td>99,950</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>大阪府 公募公債</td> <td>600,000</td> <td>599,580</td> <td>△420</td> <td>599,580</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 公募公債</td> <td>100,000</td> <td>95,339</td> <td>△4,661</td> <td>95,339</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公益法人会計基準に関する実務指針では、償却原価法により算出された償却額は、「投資有価証券受取利息」として処理することを求めているが、「投資有価証券評価損」として処理されていた。</p> <p>（※） 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</p>	債券名称	債券金額	購入金額	差額	H26年度 貸借対照 表価額	H26年度 償却額	償却原価 法適用の 有無	利付国債	600,000	600,120	120	600,014	12	適用	利付国債	400,000	399,440	△560	399,440	—	非適用	利付国債	544,300	549,960	5,660	545,101	566	適用	大阪府 公募公債	100,000	99,950	△50	99,950	—	非適用	大阪府 公募公債	600,000	599,580	△420	599,580	—	非適用	兵庫県 公募公債	100,000	95,339	△4,661	95,339	—	非適用	<p>償却額が費用となるものにより償却原価法を適用することは、過度に保守的な会計処理となっているため、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準に関する実務指針に従い、差額の重要性により適用の有無を判断されたい。</p> <p>【公益法人会計基準注解】 （注9）満期保有目的の債券の評価について 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>【公益法人会計基準注解】 （注1）重要性の原則について 重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。 （2）取得価額と債券金額との差額について 重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。</p> <p>【公益法人会計基準に関する実務指針】 Q9 A：償却原価法は、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、当該差額を保有期間にわたって受取利息処理（加算又は減算）により期間配分する方法である。（以下略）</p>	<p>償却原価法の適用については、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準に関する実務指針に従い、平成27年度決算から差額の重要性により適用の有無を判断し、適正に処理を行う。</p>
債券名称	債券金額	購入金額	差額	H26年度 貸借対照 表価額	H26年度 償却額	償却原価 法適用の 有無																																														
利付国債	600,000	600,120	120	600,014	12	適用																																														
利付国債	400,000	399,440	△560	399,440	—	非適用																																														
利付国債	544,300	549,960	5,660	545,101	566	適用																																														
大阪府 公募公債	100,000	99,950	△50	99,950	—	非適用																																														
大阪府 公募公債	600,000	599,580	△420	599,580	—	非適用																																														
兵庫県 公募公債	100,000	95,339	△4,661	95,339	—	非適用																																														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年1月25日から同月26日まで）

近隣センター引継ぎに係る譲渡契約書の不備

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																				
<p>1 事業の概要 一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「タウン財団」という。）は、中期経営計画（平成24年6月策定、平成27年3月一部改定）において、地元市による管理が望ましいとして、千里・泉北の近隣住区の利便施設である近隣センターに係る土地、建物の引継ぎを取組方針に掲げ、地元市と協議を行っている。</p> <p>2 引継ぎに係る協定書及び負担金 地元市とは平成18年から平成25年にかけて協定書を締結している。各協定書上、引継ぎに際しては、無償での譲渡に加えて、将来の修繕や管理に係る経費をタウン財団が負担するとしている。負担金は、現状有姿での使用を前提として、各近隣センター建設後、公営住宅法施行令に定める耐火構造住宅の耐用年数70年を経過するまでの残期間における大規模修繕経費及び日常維持管理経費を積算している。協定書締結時等の引継ぎ先ごとの負担金額は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="255 888 1501 1119"> <thead> <tr> <th rowspan="2">引継ぎ先</th> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">近隣センター数</th> <th rowspan="2">引継ぎに係る協定書締結の時期</th> <th colspan="3">負担金（百万円）</th> </tr> <tr> <th>引継済</th> <th>引継未</th> <th>大規模修繕経費</th> <th>日常維持管理経費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹田市</td> <td rowspan="2">千里</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>平成25年5月</td> <td>563</td> <td>257</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>豊中市</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>平成18年8月</td> <td>230</td> <td>14</td> <td>244</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>泉北</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>平成21年1月</td> <td>1,304</td> <td>643</td> <td>1,947</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：吹田市及び豊中市の負担金額は、平成26年3月末時点算出額</p> <p>3 引継ぎに係る譲渡契約書 実際の引継ぎ時には近隣センターごとに譲渡契約書を締結している。譲渡契約書では、維持管理の大幅な変更又は近隣センターの再整備等が生じるときは、負担金について協議するとされている。</p> <div data-bbox="219 1356 1507 1633" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【協定書例】（豊中市分より抜粋） （譲渡資産及び時期） 第1条 乙（タウン財団）は、本件資産を甲（豊中市）に無償で譲渡するものとする。 （略） （費用の負担） 第2条 乙は、各近隣センター資産の譲渡に際し、本件資産の機能維持に必要な経費として、別紙2の計算式により算出した額を、甲に支払うものとする。</p> </div>	引継ぎ先	地区	近隣センター数		引継ぎに係る協定書締結の時期	負担金（百万円）			引継済	引継未	大規模修繕経費	日常維持管理経費	合計	吹田市	千里	—	7	平成25年5月	563	257	820	豊中市	1	3	平成18年8月	230	14	244	堺市	泉北	—	12	平成21年1月	1,304	643	1,947	<p>既に締結されている譲渡契約書においては、維持管理の大幅な変更や再整備等が生じるときには、タウン財団と地元市が協議を行うこととしているが、その際のタウン財団の負担についての考え方が明確となっていない。</p> <div data-bbox="1581 600 2169 1150" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【譲渡契約書例】（豊中市引継ぎ済の近隣センター分より抜粋） （費用の負担） 第6条 乙（タウン財団）は、第3条による所有権の移転後、平成24年3月30日までに協定書第2条に基づき、譲渡物件の機能維持に必要な費用として、金101,971,000円を甲に支払うものとする。 2 協定書第2条に規定する維持管理の大幅な変更又は近隣センターの再整備等が生じるときは、甲乙協議するものとする。</p> </div>	<p>既に譲渡契約書を締結している近隣センターについては、大幅な変更や再整備等の協議に際して、タウン財団に新たな負担が生じることのないよう各地元市と協議されたい。</p> <p>今後締結される譲渡契約においては、協定書に定めた額を超える負担が生じることのないよう、契約書の文言について各地元市と調整されたい。</p>
引継ぎ先			地区	近隣センター数		引継ぎに係る協定書締結の時期	負担金（百万円）																															
	引継済	引継未		大規模修繕経費	日常維持管理経費		合計																															
吹田市	千里	—	7	平成25年5月	563	257	820																															
豊中市		1	3	平成18年8月	230	14	244																															
堺市	泉北	—	12	平成21年1月	1,304	643	1,947																															

措置の内容

近隣センターの引継ぎにおいて、平成18年から平成25年にかけて地元市と協定書を締結したところであるが、年数の経過とともに、引継ぎ時期、土地の面積等に協定書の内容と齟齬が生じてきた。そのため、地元市と協定の変更について調整を行うとともに、財団に新たな負担を生じさせないよう、当財団の顧問弁護士とも法務相談を重ね、その結果、これまでの負担金の上限額の範囲内で、近隣センターの活性化を目的とした再整備を行う場合の経費を含むものとする変更協定書を平成29年3月31日付けで堺市と締結した。

また、この変更協定書に基づき同日付けで高倉台近隣センターの譲渡契約書を堺市と締結した。

今後は、この変更協定書及び高倉台近隣センターの譲渡契約書をベースに各近隣センターの実情を勘案しつつ、引継ぎ先の地元市と調整を進めていく。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月9日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）

大阪北摂霊園における不適切な委託契約

対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

事務事業の概要				検出事項	改善を求める事項(意見)												
<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「タウン財団」という。）は、大阪北摂霊園の管理運営に当たり、次の各業務をタウン財団の会計規程第56条第2号に該当するものとして、随意契約にて委託している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>受託者</th> <th>契約金額</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務</td> <td>一般財団法人A</td> <td>6,894千円</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務） 各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談） </td> </tr> <tr> <td>霊園清掃・除草等管理業務</td> <td>B株式会社</td> <td>70,092千円</td> <td>大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等</td> </tr> </tbody> </table>				業務名	受託者	契約金額	業務内容	大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務	一般財団法人A	6,894千円	<ul style="list-style-type: none"> 墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務） 各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談） 	霊園清掃・除草等管理業務	B株式会社	70,092千円	大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等	<p>1 墓碑等設備工事関係業務と各種相談関係業務は性質の異なる業務であり、一括して委託する合理性はない。 また、各種相談業務については、タウン財団が費用を負担して委託しているが、A財団構成員の営業行為につながる部分もある。</p> <p>2 墓碑等設備工事関係業務及び霊園清掃・除草等管理業務は、他の事業者であっても実施可能な内容であり、会計規程第56条第2号の要件に該当しない。</p>	<p>1 発注に当たっては墓碑等設備工事関係業務と各種相談関係業務を分離するとともに、各種相談業務を委託業務として発注することの是非について検討されたい。</p> <p>2 墓碑等設備工事関係業務及び霊園清掃・除草等管理業務については、入札を実施するなど、適切な契約の締結方法に改められたい。</p>
業務名	受託者	契約金額	業務内容														
大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務	一般財団法人A	6,894千円	<ul style="list-style-type: none"> 墓碑等設備工事関係業務（墓碑等設備工事に係る届出の受付及び完了検査並びに徴収金の徴収、墓域監視及びパトロール業務） 各種相談関係業務（墓碑等の建立・補修、寺院、祭壇設置等及び墓所内の清掃等各種代行サービスに関する相談） 														
霊園清掃・除草等管理業務	B株式会社	70,092千円	大阪北摂霊園内における道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等														
<p>(1) 大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務及び各種相談関係業務 随意契約の相手である一般財団法人A（以下「A財団」という。）は、石材店組合等、墓所に関連する事業を実施する業者を構成員とする団体である。 随意契約を行う理由として、A財団が霊園の工事関連手続等に精通するとともに長年の実績を有していること、年間を通して当該業務を総合的に遂行できることをあげている。</p> <p>(2) 霊園清掃・除草等管理業務 随意契約を行う理由として、大阪北摂霊園用地の整備に当たり、地権者の離職対策等を目的に設立されたB株式会社の成り立ちや、昭和48年の開園以来、長期に渡って管理業務を受託してきたことによる経験の蓄積を挙げている。</p>				<p>【一般財団法人大阪府タウン管理財団会計規程】 (随意契約) 第56条 次の各号に該当する場合は、競争入札によらず随意契約により契約を締結することができる。 (1) (略) (2) 不動産の買入れ又は借入れ、この法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p>													
措置の内容																	
<p>墓碑等設備工事に係る届出の受付業務、墓域の監視やパトロール業務等を行う「大阪北摂霊園墓碑等設備工事関係業務」及び墓碑等の建立・補修等に関する相談業務を行う「各種相談業務」については、タウン財団自ら実施することに改めた。</p> <p>また、大阪北摂霊園内の道路、墓参路、緑地等の除草、刈込、清掃等を行う「霊園清掃・除草等管理業務」については、当該業務内容を整理し、「霊園内緊急清掃業務」及び「凍結防止剤散布及び除雪作業」を加えて、平成29年3月30日に条件付一般競争入札を実施した。</p> <p>今後とも、適切な契約事務の実施に努める。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月9日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）